

令和7年度香川県広報誌編集制作業務実施要綱

I 趣 旨

県民が県政に関心を持ち、より身近に感じることができるよう、県の施策や地域の話題などを分かりやすく見やすく表現し、「手に取ってみたい」「読んでみたい」と思うような、魅力ある誌面づくりを行う。

なお、タイトルは従前と同じ「みんなの県政 THEかがわ」とする。

II 概 要

- 1 名 称：香川県広報誌編集制作業務に係る企画競争（以下「企画競争」という）
- 2 選定方法：提案作品と見積額などによる企画競争（プロポーザル方式）により選定
- 3 担 当 課：香川県知事公室広聴広報課（広報グループ）
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号（県庁本館9階）
T E L 087-832-3078 F A X 087-862-4514

4 提出物

提出物	様式	部数	特記事項
①応募申込書	様式1	1部	令和6年11月25日（月）午後5時までに広聴広報課へ提出すること。
②応募者の概要及び代表的な作品	様式1-2	1部 （作品は5点以内）	令和6年11月25日（月）午後5時までに広聴広報課へ提出すること。 応募事業者の概要などを記入すること。代表的作品の返却が必要な場合は予め申し出ること。
③提案説明書	様式2	1部	別紙・別冊で企画書を提出するのは自由。ただし、提出する際は、次の事項を厳守すること。 ・A4判 ・透明シートなどの表紙は付けない。 ・事業者名は表示しない。
④業務見積書	様式3	1部	消費税及び地方消費税は10%で計算すること。
⑤提案作品	—	13部	A4判（上質紙、カラーコピー）で製本。 提案作品の制作方法は、資料2「令和7年度香川県広報誌編集制作業務企画競争提案作品仕様書」を参照すること。
⑥編集制作体制	様式4-1	1部	総括責任者及びスタッフなどの編集制作体制を記入すること。
⑦事業者の概要	様式4-2	各1部	コピー、レイアウト、版下の各担当業者の概要を記入すること（1社につき1枚作成）。応募事業者がすべてを担当する場合は提出不要。
⑧総括責任者及びスタッフの略歴及び代表的作品	様式4-3	各1部 （代表的作品は各5点以内）	総括責任者及びスタッフの略歴などを記入すること（1人につき1枚作成）。代表的作品の返却が必要な場合は予め申し出ること。

（注）企画競争に関する質問は、令和6年11月25日（月）午後5時までに、（様式5）「令和7年度香川県広報誌編集制作業務企画競争質問書」で提出すること（メールでも可）。

回答は、11月28日（木）午後5時までに応募事業者全員にメール又はFAXで回答する。

5 応募受付期限（厳守）

（1）応募申込書（提出物①、②）

令和6年11月25日（月）午後5時までにⅡ3へ持参すること。（郵送などは不可）
応募資格の確認結果については、応募申込書等を提出した者全員に対し11月28日（火）までにメール又はFAXで回答する。

（2）提案作品等（提出物③～⑧）

令和7年度香川県広報誌編集制作業務実施要綱（以下「実施要綱」という）に基づき、必要書類を令和6年12月27日（金）午後5時までにⅡ3へ持参すること。（郵送などは不可）

6 見積上限額

令和7年度香川県広報誌編集制作業務の委託料は、1,680万円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。見積額には、出演料等雑費（年間8万円程度）、多言語対応電子書籍「Catalog Pocket」（株式会社モリサワ）での配信等の費用を含むものとする。

Ⅲ 審査

1 審査方法

第1次審査として、書面審査を行い全審査員の合計得点が高い5提案を第1次審査通過とする。ただし、提案数が5提案以下の場合は、応募資格要件を満たしたものを第1次審査通過とする。また、合計得点が高点のため上位5位が5提案を超える場合は、5提案に絞らず5提案を超えた上位5位までの提案全てを第1次審査通過とする。

第2次審査として、第1次審査を通過した提案者にプレゼンテーションを行ってもらい、令和7年度香川県広報誌編集制作業務企画競争選定委員会設置要領により、各評価項目の合計得点が高い提案を採択案件に選定する。ただし、各審査員の採点順位により支持された結果と一致しない場合、または合計得点が高い提案が複数の場合は、審査員の協議によることとし、必要に応じて、再度評価を行う。また、審査員の協議によりプレゼンテーションを省略する場合がある。

2 第1次審査

令和7年1月上旬を予定。

3 第2次審査

令和7年1月中旬を予定。日時、場所については、第1次審査で選定された者に後日通知する。

4 決定

審査の結果に基づき、業務を委託する採用事業者（1社）を選定する。

5 審査結果の通知

提案者全員に、当落結果を書面で通知する。

IV 条件

1 応募資格

本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、次の各号の全てに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者としません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指定停止措置を現に受けていない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(4) 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されており、A級に格付けされている者

2 費用

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

3 失格事由

提出された提出物が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

① 受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど提出物が公募公告で示した要件に適合しないとき。

③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

④ 提案の見積金額がⅡ6に規定する見積上限額を上回るとき。

4 契約

県は、採用事業者に県広報誌編集制作業務（12月分）を委託する。業務の内容は、

資料1「令和7年度香川県広報誌編集制作業務仕様書」を参照のこと。

5 著作権

県広報誌に掲載された本文、写真、図画等に関する権利（著作権法第21条から第28条までに規定するもの）は、全て県に帰属するものとし、著作者人格権を行使しないこと。

なお、広報誌で使用した全ての写真のデータを、広報誌制作終了後（毎月）速やかに県に提出すること。

他人に著作権があるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、県に報告するものとする。

6 提案作品の取り扱い

提案された作品は企画競争用の審査用として使用するものであるが、採用後広報誌でその一部または全部を使用することがある。

7 審査の評価方法

(1) 第1次審査

評価は、下記の評価項目を勘案し、提案に1位から5位までの順位をつける。

(2) 第2次審査

評価は、第1次審査の評価結果は考慮せず、下記の企画提案評価表に基づき評価して、審査員の合計得点が最も高い提案を採択案件に選定する。なお、各審査員の採点順位により支持された結果と一致しない場合、または合計得点が最も高い提案が複数の場合は、審査員の協議によることとし、必要に応じて、再度評価を行う。

[企画提案評価表]

評価項目	評価するポイント	配点
①デザイン・レイアウト力	質の高い写真やイラストを効果的に配置し、読者の目を引く美しいレイアウトになっているか。	20
②訴求力	タイトル・見出しが洗練されており、なおかつ読者を引きつけるインパクトがあるか。	20
③企画力	(テーマに沿いながら) 社会のトレンドや情勢を踏まえて、読者が関心を持つような企画を立てられているか。	20
④筆力	豊かな文章表現により、読者が読みやすく、面白いと感じるものになっているか。	20
⑤体制	編集制作を担当する専属のスタッフを配置できるなど、業務を円滑に遂行できる体制となっているか。	10
⑥コスト	妥当な金額となっているか。	10
合計		100

(3) 下限の点数

下限の点数は、上記(2)の企画提案評価表による合計の6割とする。審査委員の評価の合計点数の平均が6割を満たす者が1者もないときは、採用者なしとする。

V 様式等

- 1 資料1 令和7年度香川県広報誌編集制作業務仕様書
- 2 資料2 令和7年度香川県広報誌編集制作業務企画競争提案作品仕様書
- 3 (様式1) 令和7年度香川県広報誌編集制作業務企画競争応募申込書
- 4 (様式1-2) 応募者の概要及び代表的作品
- 5 (様式2) 令和7年度香川県広報誌編集制作業務提案説明書
- 6 (様式3) 令和7年度香川県広報誌編集制作業務見積書
- 7 (様式4-1) 令和7年度香川県広報誌編集制作業務編集制作体制
- 6 (様式4-2) 事業者の概要
- 7 (様式4-3) 総括責任者及びスタッフの略歴及び代表的作品説明書
- 8 (様式5) 令和7年度香川県広報誌編集制作業務企画競争質問書